

選手等の不服申立てに関する規約(JSAA 自動応諾条項対応)

第1条(目的)

本規約は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下「本協会」という。)における選手、役員、登録チーム、指導者その他本協会の競技活動に関わる者からの不服申立てについて、迅速、公正かつ適正な解決を図るため、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「JSAA」という。)のスポーツ仲裁規則の利用に関する暫定的な取扱いを定めることを目的とする。

第2条(定義)

本規約において「不服申立て」とは、本協会の決定、処分、登録に関する判断、選考、資格付与、競技参加制限その他これらに準ずる本協会の意思決定に対し、その適法性、相当性又は妥当性を争う申立てをいう。

2. 「対象者」とは、本協会の会員、登録選手、登録チーム、役員、指導者、審判員、スタッフその他本協会の規程等の適用を受ける者をいう。

第3条(JSAA 自動応諾の基本方針)

本協会は、対象者から本協会の決定に対して JSAA のスポーツ仲裁規則に基づく仲裁申立てがあった場合、当該申立てが JSAA の受理要件及び仲裁合意の要件を満たす限り、これを争わず、仲裁手続に応諾する。

2. 本協会は、本規約の施行後に行う本協会の決定について、原則として前項の仲裁手続を受け入れる。
3. 本規約は、定款変更が完了するまでの間、本協会の内部規程として運用する。

第4条(適用範囲)

本規約は、次の各号に掲げる本協会の決定に適用する。

1. 競技参加、登録、資格、選考、推薦及び派遣に関する決定。
2. 懲戒、登録停止、除名、資格停止、推薦取消しその他不利益処分に関する決定。
3. 競技会運営、出場可否、チーム編成、代表選考等に関する決定。
4. 前各号に準ずる事項で、対象者の権利利益に重大な影響を及ぼす決定。
5. 前項の定めにかかわらず、法令上仲裁になじまない事項、第三者の権利義務を不

当に害する事項、又は JSAA の受理対象外とされる事項については、この限りでない。

第 5 条(事前説明)

本協会は、対象者に対し、登録案内、規程集、処分通知、選考要項その他必要な書面において、本規約及び JSAA 仲裁手続の対象となり得ることを周知するよう努める。

2. 本協会は、主要規程の改定時に、本規約の趣旨を併せて周知する。

第 6 条(協議・内部救済)

対象者が本協会の決定に異議を述べるときは、原則として、まず本協会に対し書面又は電磁的方法により説明又は再考を求めることができる。

2. 本協会は、前項の申出を受けたときは、速やかに事実関係を確認し、必要に応じて担当理事又は理事会で協議する。
3. 前項の協議は、JSAA への仲裁申立てを妨げるものではない。

第 7 条(仲裁申立てへの対応)

本協会は、JSAA から仲裁申立ての通知を受けたときは、速やかに理事長又は理事会が指定する担当者を定め、対応方針を決定する。

2. 本協会は、JSAA の求めに応じ、必要な資料を提出し、出席又は意見書提出その他の対応を行う。
3. 本協会は、仲裁手続の円滑な進行のため、関係規程、記録、議事録、選考資料、処分資料その他必要資料を適切に保存する。

第 8 条(暫定運用)

本規約は、定款変更が完了するまでの暫定措置として運用する。

2. 本協会は、本規約の運用状況、JSAA からの助言、ガバナンス上の要請及び定款全体との整合性を踏まえ、速やかに定款変更案を作成し、社員総会又は定款所定の機関に付議する。
3. 定款変更が効力を生じたときは、本規約のうち定款と抵触する部分は、定款の定めに従って解釈・適用する。

第 9 条(個人情報等の取扱い)

本協会は、仲裁手続に関連して取得した個人情報及び機微情報を、目的の範囲内で適切に管理し、漏えい、滅失、毀損の防止に努める。

2. 本協会は、仲裁に必要な範囲を超えて情報を利用しない。

第 10 条(改廃)

本規約の改廃は、理事会の決議による。

2. 前項の改廃にあたっては、必要に応じて顧問弁護士、行政書士又は外部有識者の意見を聴取する。

附則

1. 本規約は、理事会の承認の日から施行する。
2. 本規約は、定款変更の効力発生日の前日をもって失効する。
3. 本規約施行前に開始された案件の取扱いは、個別事情に応じて理事会が別途定める。